

# 川西市教育大綱

令和6（2024）年3月

川西市

# 1. 川西市教育大綱の基本的な考え方

## (1) 教育大綱策定の根拠・役割

川西市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針であり、市長と教育委員会が総合教育会議において協議・調整し、市長が定めるものです。

## (2) 教育大綱の期間

川西市教育大綱の対象期間は、令和6年度から令和13年度までの8年間とし、国の教育振興基本計画の見直しや、本市の関連する計画の見直しなど、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

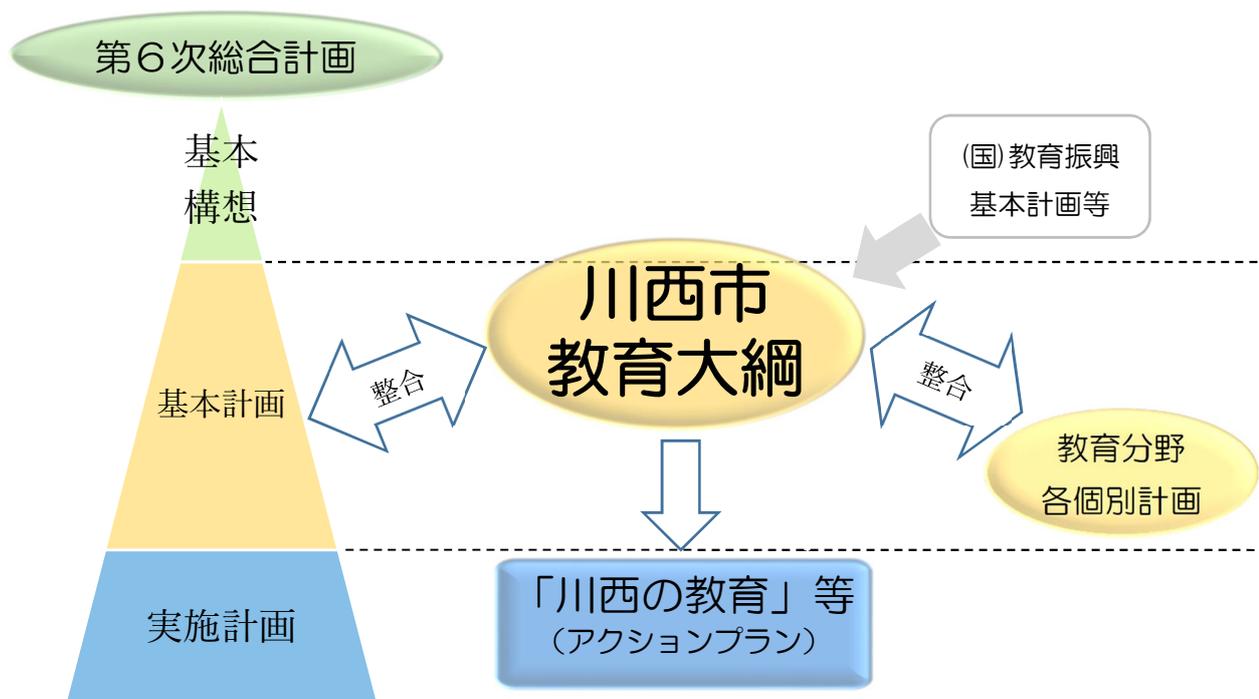
なお、本大綱の基本方針に示している主要な施策については、毎年総合教育会議で進捗を確認します。

## (3) 教育大綱と関連計画との関係

本大綱は、国の教育振興基本計画等を参酌し、市の最上位計画である「第6次川西市総合計画」との整合を図ります。

また、市で策定している他の教育に関する計画は、この大綱の内容と整合を図ります。

### 本大綱の構成と位置づけのイメージ



## 2. 川西市の教育に関する基本姿勢

---

### (1) 公教育の役割として社会的公平性を確保するとともに、質の高い教育を実現する

教育を通じて公平、公正な社会を築くことは公教育の役割の一つです。

公教育がなければ、保護者の経済的事情や家庭状況などにより子どもの将来が決定づけられる可能性が高まります。

公教育では、学ぶ機会を提供することで、市民一人ひとりの可能性や選択肢を増やし、公平、公正な社会を実現します。

### (2) 主体的に学び続ける力をつける教育を実現する

一人ひとりが幸せになるための力を身につけることは教育の使命の一つです。

それは単なる知識や技術を習得するだけではなく、社会情勢などの変化に対応するために、生涯にわたって学び続ける力を身につけることです。

本市では、生涯にわたって学ぶ機会を提供し、主体的に学ぶ環境をつくり、一人ひとりが学び続ける力を身につけることができる教育を実現します。

### (3) 社会に参画する人材を育てる

本市では、学校教育や生涯学習等を通じて自ら社会へ参画し、国際社会でも活躍できるように後押しするとともに、多様な価値観がある社会において、相互理解と対話に基づき社会を担う人材を育てます。

### 3. 基本方針

---

#### (1) 子育て・就学前教育保育

すべての子どもたちに最良のスタートを

##### ア 遊びを中心とした学びの支援

- ① 遊びを中心として、からだや心を動かしながら、さまざまな環境に積極的に関わり、人とのつながりを大切にする総合的な学びを支援します。

##### イ 子どもが主体となる質の高い教育保育環境の提供

- ① 子どもたちの健やかな成長のため、すべての子どもたちに対して、子どもが主体となる教育保育を実施するとともに、私立の就学前教育保育施設とも連携して、質の高い教育保育環境を提供します。
- ② すべての子どもたちが利用できる環境をつくるため、保育所等の待機児童ゼロの継続と国基準外の待機児童の減少に向けて取り組むとともに、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図り、子育て世帯が仕事と家庭生活を両立できる環境を整えます。

##### ウ インクルーシブ教育保育<sup>※1</sup>の提供

- ① 障がいの有無等にかかわらず、インクルーシブ教育保育<sup>※1</sup>を実施します。
- ② 医療的ケアや特別な支援を必要とする子どもたちが地域の中で健やかに育つことができるよう、療育・サポート体制を充実させるとともに、家族や保護者へのきめ細やかな支援に取り組みます。
- ③ 就学前教育保育施設と福祉施設等が連携し、適切な療育環境を提供します。

##### エ 地域社会との協働による子どもの健やかな成長の支援

- ① 地域社会において、子どもが権利の主体者として尊重され、子どもや子育てに関わる人の意見が幅広い施策に反映されるよう、具体的な取組みを進めます。
- ② 子育て世帯が社会から孤立せず、子どもたちが地域で育つ環境の整備を進め、各種相談や情報提供などさまざまな子育て支援サービスを提供します。
- ③ 子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で支えることができるよう、居場所づくりの取組みを支援します。

## (2) 学校教育

### すべての子どもたちに充実した学び、育ちを

#### ア 主体的な学びや育ちを習得できる環境の充実

- ① 公教育の役割として、すべての子どもたちが主体的な学びや育ちを通じて、基礎的な学力を身につけられるよう学力保障に取り組みます。一人ひとりの学びに対する意欲や希望にあわせた個別最適な学びを提供します。
- ② 児童生徒が学び直しをできる環境整備を学校内外で進めます。
- ③ 黒川地区の里山や加茂遺跡など、本市の自然や歴史を活かした体験学習を通して、主体的な学びを推進します。

#### イ 互いの多様性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちの実現

- ① 子どもたちの個性を認め、一人ひとりに応じた柔軟な教育をめざします。  
不登校の子どもへの支援を含め、すべての子どもたちに学校以外の場所で学ぶなどの多様な学び方を選択肢として提供し、子どもがつながりを持てる居場所の充実を図ります。

#### ウ ともに学び、ともに育つインクルーシブ教育<sup>※1</sup>の推進

- ① 子どもの育ちは多様であることから、インクルーシブ教育<sup>※1</sup>を重視した教育環境の整備や教育内容の充実を図ります。
- ② 配慮や支援が必要な児童生徒に対して、本人の希望や特性に応じて必要な支援を行います。
- ③ 同じ場でともに学び、ともに育つことはすべての子どもたちの成長や相互理解につながるため、共生社会を見据えた子どもの自律を支援します。

#### エ 学校運営をみんなで考える体制の構築

- ① 多様化する社会課題に対応するために、児童生徒、保護者、教職員、地域住民が相互理解と対話の中で学校運営を行う体制を整えます。その中でも、当事者である児童生徒が対話を通して意見をまとめ、主体的に学校運営に関わる仕組みを築きます。

#### オ 子どもの学びや育ちを支える教職員の育成

- ① 子どもたちに質の高い学びや育ちを保障するため、教職員のスキルアップを目的とした研修を支援し、教職員が子どもたちにとって学びや育ちの良いモデルとなるよう育成します。

- ② 教職員の職務内容や業務を効率的に進めるため、慣習的なルールを見直すとともに、校務の ICT 化の推進や多様化、複雑化する困難に対する専門スタッフの活用など、勤務時間の適正化を図ります。

#### カ 新たな部活動環境の構築に向けた社会移行の実現

- ① 中学校の部活動は市内の種目団体や社会教育団体等と連携し、専門的な知見に基づき、科学的な指導の導入や民主的な組織運営を図るなど、合理的かつ効果的に活動できる体制を整えます。

- ② 体育館などの既存の教育施設の充実を図り、部活動の社会移行を実現します。

#### キ 学級規模、学校規模を検討し、質の高い教育環境の整備

- ① 子どもたちの学びを保障し、質の高い教育を実現するためには、集団で学び合う環境が必要です。そのため、子どもたちの学びにふさわしい、学級規模や学校規模を検討します。

#### ク 就学前教育保育施設と学校との連携の強化

- ① 教育活動への円滑な接続に向けて、公立、私立の就学前教育保育施設が連携を深めるとともに、小学校、中学校、特別支援学校の学校教育と就学前教育保育を一体的に考え、協働しながら子どもたちの学びや育ちを支援します。

また、中学校区内の小中学校における一貫性のある教育を推進します。

#### ケ 人権教育、多文化共生教育の推進

- ① 人権と多文化共生の観点から、多様な人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育、多文化共生教育を推進します。

- ② 外国にルーツを持つ児童生徒が安心して生活や学習ができるよう、コミュニケーションの円滑化を図り、充実した学校生活を送ることができるように、環境を整えます。

### (3) 生涯学習

すべての世代が楽しく学び、社会の担い手となり次世代に継承する環境を

#### ア ライフステージに応じた学習機会の提供と多世代交流の促進

- ① 市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って豊かな人生を歩むことができるよう、気軽に立ち寄り、知識や情報、出会いを得られる環境を整えます。
- ② 学習の成果を活かせる場を提供し、活動を広げることで、地域社会づくりの担い手の輪が広がり、それが新たな担い手につながるなどをめざします。

#### イ スポーツを通じた健康増進や交流の促進

- ① 市民がスポーツを通じて地域の仲間と親交を深めることで、健康や生きがいを育むことができる環境整備を進めます。

#### ウ 芸術文化を通じた心の豊かさや育成、交流の促進

- ① 市民が心豊かで生活に潤いを感じることができる多様な芸術文化活動の支援、芸術文化を楽しめる環境整備を進め、交流の発展や心豊かな生活、生きがいづくりに取り組みます。

#### エ 川西らしさを感じられる文化・自然遺産の保存・継承と活用

- ① 市民が川西に愛着を持てるように、清和源氏にゆかりのある多田神社や黒川地区の里山、猪名川、加茂遺跡などの貴重な文化財や自然遺産を活かした環境教育を実施するとともに、永きにわたって受け継がれるように保護・顕彰を進め、地域の歴史や文化に親しむ機会を創出します。

---

#### 《脚注》

##### ※1 インクルーシブ教育(保育)

人間の多様性を尊重し、国籍や人種、言語、性差、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもたちがともに学び、ともに育つ、共生社会の実現をめざす教育(保育)のこと。

かわにし <sup>立</sup>新時代へ